


適切な識別表示が容器包装のリサイクルを促進します。


容器包装廃棄物を消費者が適切に分別排出でき、市町村の分別収集が促進するように、資源有効利用促進法では、事業者が容器包装の識別表示を義務づけています。

これが識別表示の対象となる容器包装です。


平成20年4月より「PETボトル」にみりん風調味料、食酢等食用油脂を含まず、かつ、簡単な洗浄により内容物及び臭いを除去できるものが追加されました。




紙製容器包装
段ボールと飲料用紙パックでアルミが使われていないものを除く




プラスチック製容器包装
飲料・酒類・特定調味料用PETボトルを除く



飲料・酒類用スチール缶



飲料・酒類用アルミ缶

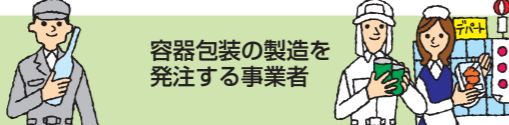


飲料・酒類・特定調味料用PETボトル
(内容積が150ml未満のものを除く)

※特定調味料には、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料が含まれます。

識別表示義務の対象となる事業者

容器的製造事業者



容器包装の製造を発注する事業者

輸入販売事業者

識別表示は、容器包装リサイクル法の再商品化義務と異なり、小規模事業者にも義務づけられています。

識別マークの様式とデザインは次のとおりです。

識別表示は、消費者にとって分かりやすいことが重要です。デザインは様式に反しない範囲であれば自由にできます。

■ 様式とデザイン

紙


H: 高さ
L: 短外径 LはHの7/8
W: 長外径 WはHの1.1倍
a: 楕円の切れ目の幅 Hの7/100以内
θ: 楕円の傾き 45°

プラ


a: 一辺の長さ
b: 正方形の切れ目の幅 aの2/5以内
c: 正方形の切れ目の幅 aの1/14以内

PET


a: 一辺の長さ
b: 一辺の切れ目の幅
W: 線の幅
θ: 一つの角の大きさを60°



●印刷、ラベルの場合 6mm以上
●刻印・エンボスの場合 8mm以上



●印刷、ラベルの場合 6mm以上
●刻印・エンボスの場合 8mm以上

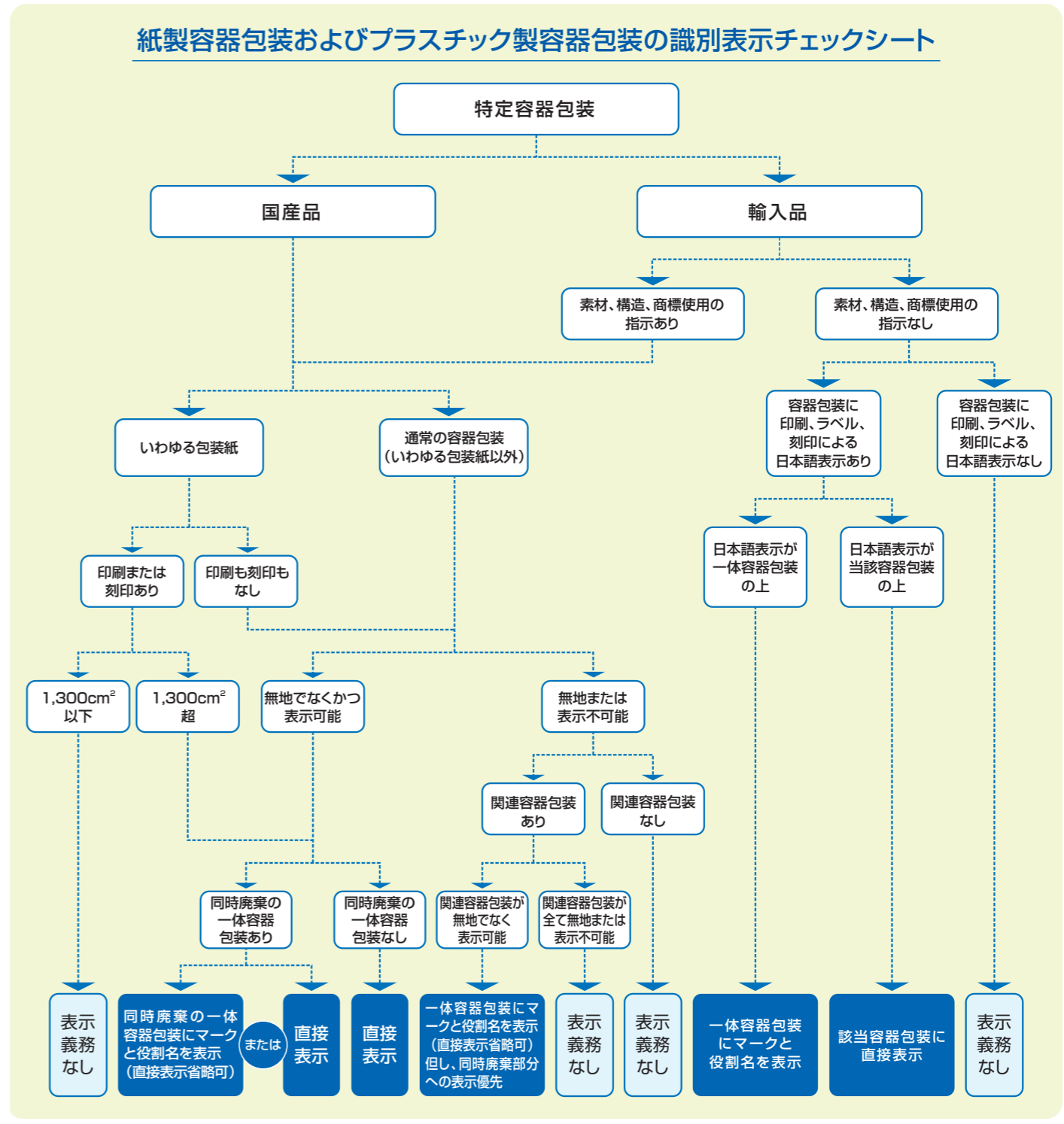


PET

内容積	150ml~1ℓ未満	1ℓ~4ℓ未満	4ℓ以上
印刷ラベル	a: 15mm以上 b: 0.7~1.1mm w: 1.4mm以上 1: 13pt以上 PET: 9pt以上	a: 21mm以上 b: 1.0~1.5mm w: 2.1mm以上 1: 20pt以上 PET: 13pt以上	a: 28mm以上 b: 1.5~2.0mm w: 2.8mm以上 1: 26pt以上 PET: 17pt以上
刻印	a: 8mm以上、b: 0.3~0.8mm、w: 0.7mm以上 1: 7pt以上、PET: 5pt以上		

※pt(ポイント)
PETボトルの場合は印刷ラベルによる表示と容器への刻印が必要です。

文字の大きさ: 「紙」「プラ」ともに JIS Z 8305に規定する6ポイント(印刷ラベルの場合)、8ポイント(刻印エンボスの場合)以上の大きさとする。
文字の大きさ: 「1」「PET」ともに JIS Z 8305に規定するポイント(pt)の大きさとする。



用語の解説

- (1) 無地の容器包装とは**
容器包装の製造・利用および輸入販売段階で、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが施されていないもので、容器包装の製造段階で刻印・エンボスができる成形工程がない容器包装をさします。
注) 1.印刷のある容器包装は、改版などのときに表示できます。
2.容器包装の製造段階に成形工程があれば、刻印・エンボスで表示できます。
3.容器包装の利用段階でシール・ラベルがつけられるものは、シール・ラベルに表示できます。
- (2) 表示不可能な容器包装とは**
識別表示を容器包装の表面に印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルなどで表示することが、素材上、構造上、その他やむを得ない理由により不可能な容器包装のことです。
- (3) 関連容器包装とは**
容器包装に入れられたまたは包まれた商品を、入れまたは包む他の容器包装で、飲料・酒類用スチール缶・アルミ缶、150ml以上の飲料・酒類・特定調味料用PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装のことです。
- (4) 一体容器包装(多重容器包装)とは**
容器包装に入れられたまたは包まれた商品を、入れまたは包む他の容器包装のことです。具体的には容器包装(外装フィルム、外箱、個包装など)が二重以上に重なっているものや、複数のパーツ(容器本体、キャップ、ノズルなど)からなる容器包装をさします。

これらの場合は識別表示を省略できます。

- 1** 事業者が事業活動で使う商品を入れ、
または包むための容器包装
- 2** 段ボール製の容器包装
- 3** 紙製の容器包装で
飲料や酒類を充填するためのもの
※原材料としてアルミニウムが利用されているものは
識別表示が必要です。
- 4** 飲料、特定調味料、酒類を充填するための
150ml未満のPETボトル
- 5** 無地または表示不可能な容器包装で、
紙製またはプラスチック製のもの
※この容器包装に関連容器包装がある場合は、
その関連容器包装のすべてが無地または表示不可能な
容器包装であることが条件になります。
- 6** 小売業者が販売時に商品を包む紙製、
プラスチック製容器包装で
表面積が1,300cm²以下のもの
※特定の商品を包むために製造されるものは識別表示が必要です。
参考：A3判(本パンフレット見開きサイズ)で約1,250cm²
- 7** 日本語表示のない
紙製、プラスチック製容器包装に入れられ、
または包まれた輸入品を販売する場合
※ただし、下記の「輸入品にも表示義務があります」に
該当する場合は識別表示が必要です。

輸入品にも表示義務があります。

輸入品を販売する場合でも、以下の要件を満たすときは識別表示が必要です。

識別表示が適用される要件	識別表示の方法
<ul style="list-style-type: none"> ●外国で自ら容器包装を製造する場合 ●外国へ製造を発注する場合 ●容器包装の素材、構造、自己の商標等の使用などを直接、または間接的に指示する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●国産品と同じルールで識別表示をします
<ul style="list-style-type: none"> ●印刷、シール・ラベルなどによる日本語表示があるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語の表示部分に、構成されているすべての容器包装について一括して識別表示をします



プラスチック製容器包装には「材質表示」が望まれます。

プラスチック製容器包装の材質表示は義務づけられていませんが、識別マークの近くに材質表示を行うことが望まれます。

- 材質表示には材質の記号として、JIS K 6899-1 2000 (ISO 1043-1 1997) で定められた記号を用いてください。
- 紙と金属についてもそれらがプラスチック製容器包装の一部を構成している複合素材の場合、材質表示の記号により材質の表示を行います。
- 複合材質については、主要な構成材料を含めた2つ以上について表記をし、最大重量の材料に下線を付します。

■材質表示記号一覧 (JIS K 6899-1) 抜粋

材 質	記 号	備 考
アクリロニトリル-ブタジエンスチレン樹脂	ABS	
エチレン-酢酸ビニル樹脂	EVAC	
エチレン-ビニルアルコール樹脂	EVOH	
ポリアミド	PA	通称：ナイロン
ポリカーボネート	PC	
ポリブチレンテレフタレート	PBT	
ポリエチレン	PE	
ポリエチレンテレフタレート	PET	通称：PET・ペット
ポリメチルペンテン	PMP	
ポリプロピレン	PP	
ポリスチレン	PS	
ポリ塩化ビニル	PVC	通称：塩ビ
ポリ塩化ビニリデン	PVDC	
スチレン-アクリロニトリル樹脂	SAN	
紙	P	
金属 (スチール、アルミ等)	M	

<p>■ポリエチレン単一の場合</p> <div style="text-align: center;">  識別マークに付帯して表示 PE </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> >PE< 識別マークと離して表示 </div>	<p>■主たる材質がポリエチレンで、エチレン-ビニルアルコール樹脂との複合材質の場合</p> <div style="text-align: center;">  識別マークに付帯して表示 PE, EVOH </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> >PE, EVOH< 識別マークと離して表示 </div>
--	---

- 複合素材** 複数の素材からなる分離不可能なもので、用いられている素材は「プラスチック」「紙」「金属」等の組み合わせで構成。重量構成比の一番多いものを主たる素材とします。紙や金属は、プラスチック製容器包装の一部でない限り、表示は不要です。
- 複合材質** 複数の材質のプラスチックからなる分離不可能なもので、用いられている素材は全てプラスチックとなります。

表示義務を怠ると罰則が科せられます。

表示義務のある事業者（指定表示事業者）が資源有効利用促進法に定める義務に違反した場合は、以下のような罰則が科せられます。

指定表示事業者の行為	罰 則
表示義務を履行しなかった場合 (勧告→公表→命令を経て罰金が科せられます)	50万円以下の罰金
業務状況の報告を求められ、報告しなかった場合	20万円以下の罰金

※小規模事業者は罰則が科せられません。小規模事業者とは容器包装リサイクル法と同様に製造業では売上高2億4,000万円以下でかつ従業員数20名以下、商業・サービス業では売上高7,000万円以下でかつ従業員数5名以下の事業者です。